

インドネシアの新型コロナウイルス対策 特別入国許可措置／滞在許可措置について

新型コロナウイルス感染拡大により、インドネシアへの入国制限及びビザ延長申請並びに新規ビザ申請の受付が停止されたなどの経緯を受け、インドネシア政府が講じた特別措置等について、現地の最新情報をレポートします。

■インドネシア国内への入国制限について

現在、以下 6 項目の該当者に限りインドネシアへの入国が可能とされ、6 項目に該当しない外国人はインドネシアへの入国が制限されている状況が続いています。

入国許可対象者

1. インドネシアでの永住許可または長期滞在許可を保有する人
2. 公用又は外交官ビザを保有する人
3. インドネシアでの赴任中の公用又は外交官滞在許可を保有する人
4. 医療援助及びサポートの職員(人道上の理由及び目的に基づく)
5. 海洋、航空、陸路の輸送のクルー
6. 国家戦略プロジェクトに取り組む外国人

■特別入国許可措置について

上記で示したとおり、滞在許可保持者以外はインドネシアへの入国が制限されてきましたが、2020 年 6 月 11 日付けで、インドネシア投資調整庁(以下 BKPM)として外国人の渡航支援を行う対策措置が講じられました。

BKPM 長官宛てに支援申請書を提出した後、BKPM の評価チームにて審査が行われます。申請条件については、最低投資額や最低雇人数等の設定はなく、支援希望者がインドネシアに入国し従事することで支援申請企業の活動が促進し、更にはインドネシアの経済に良い効果をもたらすか、メリットがあるか等が主なポイントとなり審査されます。

現状、同措置を利用してビザ発給及びインドネシアに入国した事例はまだ少ない様ですが、既に 1 週間で 100 件前後の申請がされているとのことです。審査期間は約 14 営業日との情報もありますが、インドネシアでは引き続き大規模な社会的制限(PSBB)が行われており、BKPM 担当官の出勤率も 100%でないことから、申請件数の増加と並行して審査期間も長くなることが予測されます。

これから申請を検討されている方は、その都度正確な情報に基づき不備のないよう準備をされることをお勧めいたします。それでは、BKPM 投資促進政策アドバイザーオフィスが発表した基本的な申請の流れと注意事項をご紹介します。

BKPM 推薦状 申請の流れ

- ① 必要書類を直接 BKPM の窓口へ持参し、受理票(Tanda Terima)を取得する

※申請時に書類内容について応答できない、または書類の不備等がある場合、受け付けてもらえない。

- ② BKPM 評価チームにて審査が行われる

※不明な点等があれば、BKPM 評価チームスタッフより直接コンタクトパーソン宛てに連絡が入る。

審査結果及び BKPM 推薦状発行時期がコンタクトパーソン宛てに通知される

③ 申請時に取得した受理票を持参のうえ、直接 BKPM の窓口にて BKPM 推薦状を取得する。

BKPM 推薦状 申請先及び取得元、申請書類について

	決定事項	方法	注意事項
申請先 及び 取得元	インドネシア投資調整庁(BKPM) 長官宛て 住所: Kantor BKPM, Gedung Ismail Saleh Lt.2, Jl. Gatot Subroto Kav.44, Jakarta Selatan	必要書類を直接窓口へ持参し申請/ 直接窓口にて受理票を取得	申請書類内容を理解 しているインドネシア 語話者が好ましい
申請書 書式	規定書式なし、自由フォーマット	必要記載事項 ・支援希望者情報(氏名、パスポート 番号、国籍、役職) ・支援希望者の入国目的 ・投資計画(投資額、プロジェクトロケ ーション) または企業情報(企業名、所在地、投 資額、雇用人数) ・コンタクトパーソン情報(氏名、E メー ルアドレス、電話番号) ・代表取締役または取締役の署名が されているもの	コンタクトパーソン宛 てに書類に関する問 い合わせ及び審査結 果が通知されるた め、書類内容を理解 しているインドネシア 語話者が好ましい
添付 書類	・渡航予定者のパスポートの写し ・事業基本番号(NIB)の写し	写しを申請書類と併せ提出	NIBを未取得の企業 は事前に OSS にて NIB を取得すること

ビザの新規取得の場合は、BKPM 推薦状取得の他に、テレックスとは別にイミグレーションにて許可書を取得する必要があるとの情報もあります。BKPM 推薦状取得後、BKPM から自動で入管へ連絡が行くようになっていますが、BKPM 経由で確認が取れないケースもあるようですので、BKPM 推薦状受取時に当局担当者へ直接確認を行うことをお勧めいたします。

また、既にテレックスが発行されながら有効期限が切れてしまっている場合は、BKPM 推薦状取得後にテレックスの再有効申請を行う必要がありますので十分にご注意ください。

在日インドネシア大使館よりテレックスの再有効化の登録完了の通知を受けたのち、査証申請へと手続きを進めることが可能となりますが、現在は査証申請にあたり英訳の健康診断、PCR 検査証明書は不要とされているようです。しかしながら、インドネシア渡航時には 7 日以内の英訳 PCR 検査証明書(陰性)の提示が必要となりますので事前にご準備ください。

■新型コロナによる滞在許可救済措置の終了について

2020年7月10日付で、インドネシア法務人権省入国管理総局は入国管理事務所の業務を再開するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を受けて適用してきた滞在許可に係る救済措置を順次終了させる回状を発表し、7月13日より施行が開始されました(2020年法務人権省出入国管理総局長回状 No. IMI-GR.01.01-1102 7月10日)。対象となる救済措置は以下の表のとおりです。

該当ケース		内容	期限	ペナルティ	
I	インドネシア国外滞在中にITAS/ITAP/IMKが失効した外国人	インドネシア国外滞在中に一時滞在許可(ITAS/KITAS、以下ITAS)／定住許可(ITAP/KITAP、以下ITAP)／再入国許可(以下IMK)が失効した外国人は、同回状施行日の7月13日から60日以内にインドネシアに再入国し、関係省庁からの同意書に基づき、管轄の入国管理事務所において、その更新手続きを行うことができる	同回状施行7月13日から60日以内	期限内に再入国し延長手続きを行わない場合、新規に査証を申請する必要がある	
II	インドネシア国内滞在中で有効なITAS/ITAP/ITK所持者	入国管理事務所の業務が再開されたことから、インドネシア国内滞在中で、有効なITAS/ITAP/訪問滞在許可(ITK、以下ITK)を所持している外国人は、入国管理事務所に滞在許可の延長を申請することができる			
III	「やむを得ない場合の滞在許可(ITKT)」によりインドネシア国内に滞在中の外国人	1 再入国許可(ITK)保持者 ITKの有効期限が切れITKTによりインドネシア国内に滞在中の外国人は、新型コロナウイルスが収束せずインドネシア国外に移動する手段のなかった時期より前に保持していたITKの延長を行うことができる また、法令の定めに従ってITASへの変更を申請することができる	同回状施行7月13日から30日以内	期限内に申請ができない場合、30日以内にインドネシアから出国する義務がある	1~5のいずれにおいても、期限内に所定の手続きを行わない場合や出国しない場合には、行政処分が課される
		2 一時滞在許可(ITAS)保持者 ITASの有効期限が切れITKTによりインドネシア国内に滞在中の外国人は、上記1と同様、ITASの延長を申請することができる また、この措置に基づいてITASを延長した外国人は、法令の定めに従ってITAPへの変更を申請することができる	同回状施行7月13日から30日以内		

		3	定住許可(ITAP)保持者 ITAPの有効期限が切れITKTでインドネシア国内に滞在中の外国人は、上記1と同様、ITAPの延長を申請することができる	同回状施行7月13日から30日以内	期限内に申請を行わないまたは行うことができない場合、30日以内にインドネシアから出国する義務がある
		4	到着ビザ(VOA)保持者 VOAの有効期限が切れITKTでインドネシア国内に滞在中の外国人は、新型コロナウイルスが収束せず、インドネシア国外に移動する手段がなかった時期以前に保持していたVOAの滞在許可の延長を申請することができる	同回状施行7月13日から30日以内	期限内に申請を行わないまたは行うことができない場合、また、既に一度延長手続きを行った外国人は、30日以内にインドネシアから出国する義務がある
		5	査証免除(BVK)で滞在している外国人 査証免除の有効期限が切れITKTでインドネシア国内に滞在中の外国人は、同回状施行日の7月13日から30日以内にインドネシアから出国する義務がある。	同回状施行7月13日から30日以内	期限内にインドネシアから出国する義務がある。
IV	テレックス査証と労働許可(notifikasi)を有している一時滞在許可(ITAS)/再入国許可(ITK)所持者	現在インドネシア滞在中で新たなテレックス査証及び労働許可を所持しているITAS/ITK所持者は、インドネシアを出国して在外インドネシア公館に査証を申請せず、インドネシア国内の最寄りの入国管理事務所においてITAS/ITKの申請ができる。			

(参照元: 在インドネシア日本国大使館ホームページ <https://www.id.emb-japan.go.jp/>)

: インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ <https://www.imigrasi.go.id/>)

現在、現地状況の変化に伴い、インドネシア出入国及びビザ申請に関する規定が随時改訂・変更されております。これからビザの申請やインドネシアへの渡航を検討されている方におかれましては、出来る限りこまめに最新情報を確認し行動されることをお勧めいたします。また、本件に関する新しい情報が入り次第、続報としてレポートします。

※このレポートは2020年7月22日現在の情報です。

以上

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地 : Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 46

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,

Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者 : PT.JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア : インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会に業務を委託)。ご利用に当たっては、「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、岡山県産業企画課マーケティング推進室(電話 086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。